## 「環境社会配慮ガイドライン改定案」、「異議申立手続要綱改定案」に対する意見

氏名: 今井高樹	日本国際ボランティアセンター	提出年月日:
		2021年8月12日

## 環境社会配慮ガイドライン改定案について

ページ	項目	該当箇所	ご意見
番号	(例:1.1)		
2	1.1 理念	開発協力大綱	2015 年に改定された現行の「国際協力大綱」では、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する」との原則は維持されながらも、「相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する」協力について「個別具体的に検討する」という形でこれが可能になりました。実際にその後、軍や軍関係者が対象に含まれる技術協力・無償資金協力・有償資金協力の実施例が相次いでいます(2018 年度第 1 回 0DA 政策協議会での外務省説明資料では 41 件)。なかにはフィリピンへの沿岸警備隊への船舶支援(2016 年「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画フェーズ 2」)のように、この海域での軍事的緊張を高めることにつながりかねないものがあります。軍や軍関係者を対象に含む支援は「国家安全保障」の領域であり、JICA が掲げる開発協力や人間の安全保障の理念とは相容れないと考えますが、その点について JICA はどのような見解をお持ちでしょうか。また、軍や軍関係者を対象に含む支援が「軍事的用途及び国際紛争助長への使用」になることを回避するため、JICA は何らかの形で本ガイドラインを適用することを考えているのでしょうか。あるいは他の基準を用いて判断するのか、だとすればそれはどのような基準なのでしょうか。
7	2.3 環境 社会配慮	1. 環境社会配慮の項目   	配慮をすべき項目として列挙する中に、「政府・軍・警察による表現の自由の剥奪な   ど市民への人権侵害状況」を加筆すべきです。

ページ	項目	該当箇所	ご意見
番号	(例:1.1)		
	の項目		近年、「テロ対策機材の供与」がインドネシア(2017年)、フィリピン(2017年)、タイ(2017年)、ラオス(2019年)、カンボジア(2020年)等に対して実施されています。この中には、政府・国家警察による「超法規的殺害」などの深刻な人権侵害が国連(2020年6月国連人権理事会報告書)からも報告されているフィリピンや、政府による反対派への弾圧など人権状況の悪化が国連人権理事会でもたびたび指摘されてきたカンボジアが含まれます。こうした政府に「テロ対策機材」を供与することは、その機材が重大な人権侵害を伴う治安対策に使われる可能性を免れません。 JICAはこうした支援を実施すべきではないと考えますが、そうした意思決定を行うために、環境社会配慮の項目の中に上記の項目を含めるべきです。
7	2.5 社会 環境と人 権への配 慮	人権に関する国別報告書 や関連機関の情報を幅広 く入手するとともに協力 事業の情報公開を行い人 権の状況を把握し、意思 決定に反映する。	人権に関する情報の入手に関して、「国別報告書や関連機関」だけでなく、「人権団体・市民団体・NGO」等の報告書からの情報も含めるべきと考えます。
15	別紙 1 検 討する影 響スコー プ	1. 環境社会配慮に関して 調査・検討すべき影響の 範囲	ここにも、「政府・軍・警察による表現の自由の剥奪など市民への人権侵害状況」を加筆すべきです。